

平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和元年 11 月
東京国税局

I 調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況
- 2 平成 30 事務年度における消費税の調査等の状況

II 主な取組

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 平成30事務年度における所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1万3千件（前事務年度1万3千件）、着眼調査が5千件（前事務年度6千件）であり、簡易な接触の件数は15万5千件（前事務年度15万7千件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は17万3千件（前事務年度17万6千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は10万9千件（前事務年度11万件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,963億円（前事務年度2,104億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,672億円（前事務年度1,781億円）、着眼調査によるものは291億円（前事務年度323億円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は616億円（前事務年度695億円）となっており、調査等合計では2,578億円（前事務年度2,800億円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、301億円（前事務年度339億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは278億円（前事務年度313億円）、着眼調査によるものは23億円（前事務年度25億円）となっています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は65億円（前事務年度83億円）となっており、調査等合計では365億円（前事務年度421億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

➤ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼		計	対前年比		対前年比		対前年比
					対前年比						
1	調査等件数	13,047		5,846		18,893		156,686		175,579	
		12,557	96.2%	5,423	92.8%	17,980	95.2%	155,046	99.0%	173,026	98.5%
2	申告漏れ等の非違件数	11,223		4,303		15,526		94,077		109,603	
		11,048	98.4%	3,841	89.3%	14,889	95.9%	94,553	100.5%	109,442	99.9%
3	申告漏れ所得金額	1,781		323		2,104		695		2,800	
		1,672	93.9%	291	90.0%	1,963	93.3%	616	88.5%	2,578	92.1%
4	追徴税額	本税	269		22		291		80		371
			237	88.1%	20	90.9%	257	88.3%	64	79.5%	321
5		加算税	45		3		48		3		50
			41	91.8%	3	86.5%	44	91.4%	1	44.8%	45
6	計	313		25		339		83		421	
		278	88.6%	23	90.4%	301	88.7%	65	78.5%	365	86.7%
7	申告漏れ所得金額	1,365		552		1,114		44		159	
		1,332	97.5%	536	97.1%	1,092	98.0%	40	89.5%	149	93.5%
8	一件当たり追徴税額	本税	206		38		154		5		21
			188	91.5%	37	98.0%	143	92.8%	4	80.4%	19
9		加算税	34		5		25		0.2		3
			33	95.4%	5	93.3%	24	96.1%	0.1	45.3%	3
10	計	240		44		179		5		24	
		221	92.1%	43	97.4%	167	93.2%	4	79.3%	21	88.0%

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、6千7百件（前事務年度7千7百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、4千8百件（前事務年度5千3百件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、593億円（前事務年度616億円）となっています。

項目	事務年度等	29事務年度	30事務年度	対前年比
① 調査等件数		件	件	%
		7,731	6,712	86.8
	土地建物等	5,811	5,122	88.1
	株式等	1,920	1,590	82.8
② 申告漏れ等の 非違件数		件	件	%
		5,307	4,801	90.5
	土地建物等	3,809	3,595	94.4
	株式等	1,498	1,206	80.5
③ 非 (② / ①) 違割合		%	%	ポイント
		68.6	71.5	2.9
	土地建物等	65.5	70.2	4.6
	株式等	78.0	75.8	▲ 2.2
④ 申告漏れ所得金額		億円	億円	%
		616	593	96.2
	土地建物等	485	449	92.7
	株式等	132	144	109.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)		万円	万円	%
		797	884	110.9
	土地建物等	834	877	105.2
	株式等	686	905	132.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 平成30事務年度における消費税の調査等の状況

(1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が5千件（前事務年度6千件）、着眼調査が2千件（前事務年度2千件）であり、簡易な接触の件数は1万4千件（前事務年度1万2千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は2万1千件（前事務年度2万件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万5千件（前事務年度1万4千件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、63億円（前事務年度57億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは57億円（前事務年度51億円）、着眼調査によるものは6億円（前事務年度6億円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は10億円（前事務年度10億円）となっており、調査等合計では74億円（前事務年度66億円）となっています。

➤ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	5,961		2,053		8,014		12,457		20,471		
		5,448	91.4%	2,127	103.6%	7,575	94.5%	13,735	110.3%	21,310	104.1%	
2	申告漏れ等の非違件数	4,650		1,458		6,108		7,787		13,895		
		4,317	92.8%	1,567	107.5%	5,884	96.3%	9,045	116.2%	14,929	107.4%	
3	追徴税額	本税	42		5		47		9		56	
			47	112.2%	5	104.4%	52	111.4%	10	105.6%	62	110.4%
4		加算税	9		1		10		0.6		10	
			10	114.3%	1	111.1%	11	114.0%	0.8	120.1%	12	114.3%
5	計	51		6		57		10		66		
			57	112.5%	6	105.7%	63	111.8%	10	106.5%	74	111.0%
6	一件当たり	本税	71		23		59		7		27	
			87	122.7%	23	100.8%	69	117.8%	7	95.7%	29	106.1%
7		加算税	14		5		12		0.5		5	
			18	125.1%	6	107.3%	15	120.6%	0.6	108.9%	6	109.8%
8	計	85		28		71		8		32		
			105	123.1%	29	102.0%	84	118.3%	8	96.6%	35	106.7%

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。

II 主な取組

1 申告漏れ所得金額は344億円、追徴税額は77億円と高額

【富裕層に対する調査状況】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、1,932件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は1,780万円で、申告漏れ所得金額の総額は344億円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は401万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額221万円の約1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は77億円に上ります。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は937万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額221万円の約4.2倍と特に高額となっています。

➤ 「富裕層」に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比	(参考) 30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体									
		29事務年度	30事務年度											
調	査	件	件	1,903	1,932	101.5%	12,557							
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	1,568	1,649	105.2%	11,048
申	告	漏	れ	所	得	金	額	億	円	374	344	92.0%	1,672	
追	徴	税	額	億	円	87	77	88.5%	278					
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	金	額	万	円	1,966	1,780	90.5%	1,332		
	追	徴	税	額	万	円	457	401	87.7%	221				

➤ (参考) 海外投資等をした「富裕層」に対する調査実績

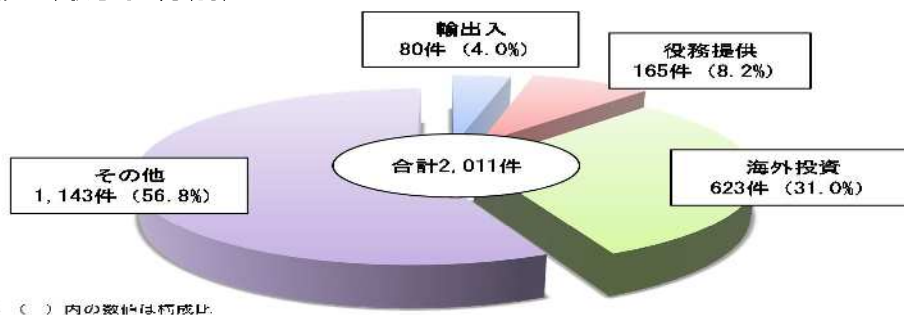
項目		事務年度等		対前年比									
		29事務年度	30事務年度										
調	査	件	件	397	373	94.0%							
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	331	316	95.5%
申	告	漏	れ	所	得	金	額	億	円	177	176	99.4%	
追	徴	税	額	億	円	42	35	83.3%					
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	金	額	万	円	4,450	4,724	106.2%		
	追	徴	税	額	万	円	1,052	937	89.1%				

2 1件当たりの申告漏れ所得金額は所得税実地調査全体の約1.7倍

【海外投資等を行っている個人に対する調査状況】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、2,011件（前事務年度2,086件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,330万円（前事務年度3,009万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,332万円（前事務年度1,365万円）の約1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は469億円（前事務年度628億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は404万円（前事務年度は605万円）で、追徴税額の総額は81億円（前事務年度は126億円）に上ります。

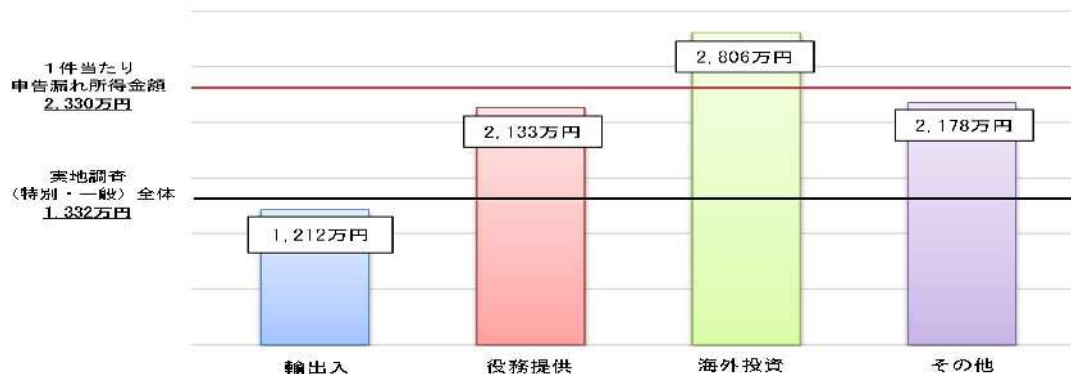
➤ 調査状況（取引区分別）



(参考)

- 1 輸出入・・・事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供・・・工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資・・・海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 その他・・・海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

➤ 1件当たりの申告漏れ所得金額（取引区分別）



3 追徴税額はこれまでで最も高い14億円

【インターネット取引を行っている個人に対する調査状況】

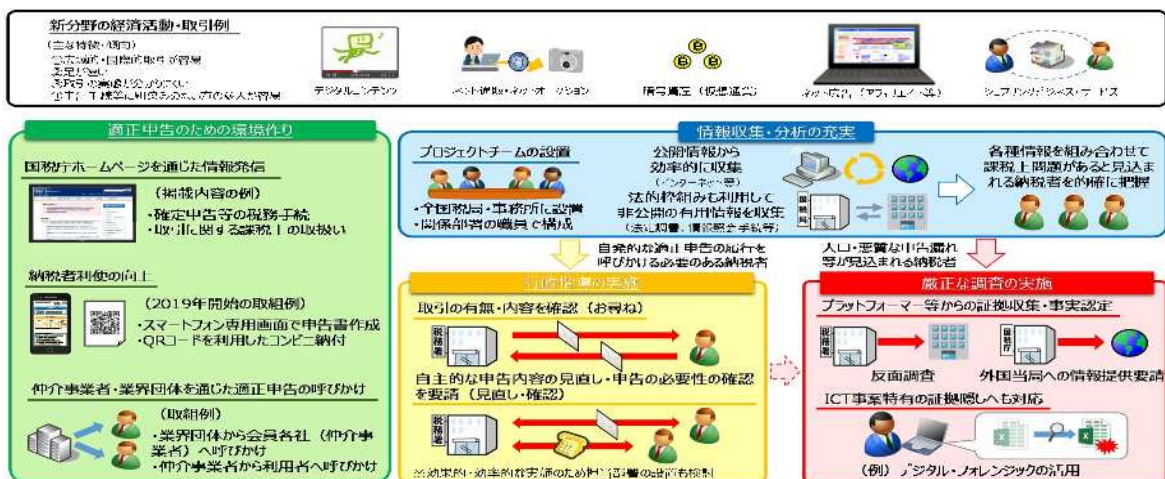
- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、414件（前事務年度388件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,508万円（前事務年度1,361万円）で、申告漏れ所得金額の総額は62億円（前事務年度53億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は327万円（前事務年度は245万円）で、追徴税額の総額は14億円（前事務年度は10億円）に上ります。

➢ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比		30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体								
		29事務年度	30事務年度											
調	査	件	件	388	414	106.7%	12,557							
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	336	370	110.1%	11,048
申	告	漏	れ	所	得	金	額	億	円	53	62	117.0%	1,672	
追	徴	税	額	億	円	10	14	140.0%	278					
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	金	額	万	円	1,361	1,508	110.8%	1,332		
	追	徴	税	額	万	円	245	327	133.5%	221				

➢ (参考) 令和元年6月記者発表資料

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要



4 消費税無申告者に対して38億円の追徴

【無申告者に対する調査状況】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 平成30事務年度においては、2,095件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,795万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,332万円の約2.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は586億円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は319万円で、追徴税額の総額は67億円に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 平成30事務年度においては、1,961件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は、195万円で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額105万円の約1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は38億円に上ります。

➤ 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
		件数	件			
調査		件数	件	2,039	2,095	102.7%
申告漏れ所得金額		億円		688	586	85.2%
追徴税額		億円		94	67	71.3%
1件当たり	申告漏れ金額	万円		3,376	2,795	82.8%
	追徴税額	万円		459	319	69.5%

(参考)

30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
12,557
1,672
278
1,332
221

➤ 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
		件数	件			
調査		件数	件	2,017	1,961	97.2%
追徴税額		億円		34	38	111.8%
1件当たり追徴税額		万円		169	195	115.4%

30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
5,448
57
105

Ⅲ 参考計表

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額(含 加算税)	直近の年分に 係る申告漏れ 割合	前 年 の 順 位
位		万円	万円	%	位
1	美術こっとう品	3,908	1,409	27.4%	-
2	保険代理業	2,419	793	62.4%	-
3	学習塾経営	2,340	369	20.9%	-
4	キャバクラ	2,269	483	94.1%	7
5	経営 コンサルタント	2,269	523	12.5%	-
6	風 俗 業	2,223	483	90.6%	2
7	不 動 産 代 理 仲 介	2,019	822	35.6%	-
8	アフィリエイト	2,009	538	37.7%	-
9	馬 主	1,961	436	8.0%	-
10	映画技術者	1,476	187	63.1%	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、

$$\frac{\text{(申告漏れ所得)}}{\text{(調査前所得)} + \text{(申告漏れ所得)}}$$
 で算出している。

3 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

4 5位の「経営コンサルタント」は、平成29事務年度以降、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	21 事務年度		22 事務年度		23 事務年度		24 事務年度		25 事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	2,184	風俗業	1,919	風俗業	3,096	風俗業	1,850	風俗業	4,351
2	情報サービス	1,549	プロگرام	1,696	パ	1,386	とび工事	1,298	情報サービス	2,407
3	パ	1,457	パ	1,228	プロگرام	1,181	パ	1,252	パ	1,254
4	弁護士	1,434	商工業デザイン	1,097	整形外科医	1,101	商工業デザイン	1,182	美容	932
5	弁護士	1,227	土木工事	1,019	特定貨物自動車運送	1,086	プロگرام	1,064	プロگرام	855

	26 事務年度		27 事務年度		28 事務年度		29 事務年度		30 事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	3,135	キヤパレ	3,174	風俗業	2,211	キヤパレ	2,283	美術こつとう品	3,908
2	型枠工事	1,043	情報サービス	1,595	キヤパレ	1,807	風俗業	2,170	保険代理業	2,419
3	情報サービス	983	司法書士、行政書士	1,374	生命保険外交員	1,364	漫画家	1,995	学習塾経営	2,340
4	土木工事	982	鉄骨、鉄筋工事	1,342	プロگرام	1,245	スタンドパ	1,655	キヤパクラ	2,269
5	写真家	958	型枠工事	1,334	防水工事	1,179	宅配	1,575	経コンサルタント	2,269

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

2 平成30事務年度4位の「キヤパクラ」は、平成28事務年度まで「キヤパレ」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

3 平成30事務年度5位の「経営コンサルタント」は、平成29事務年度以降、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

(付表)